

詳細 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金

◆奨励内容

- ① 「不妊治療」及び「不育症治療」休暇制度等の整備事業 **40万円**
- ② 「不妊治療」休暇制度等の整備事業 **30万円**
- ③ 「不育症治療」休暇制度等の整備事業 **10万円**

上記、奨励内容①から③より、取り組む事業を選択してください。選択した事業において、補助要件（下記参照）の①から④の全ての取組を実施した場合に、奨励金を支給します。

なお、補助要件（下記参照）の③において、**テレワーク制度**を整備すると**さらに10万円を加算**します。

◆補助要件

① 都が実施する研修の受講

表面  の「不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修」を受講してください。

② 社内相談体制の整備

①の研修を受講した両立相談員（男女各1名）を配置してください。

③ 不妊治療や不育症治療のための休業・休暇制度の整備

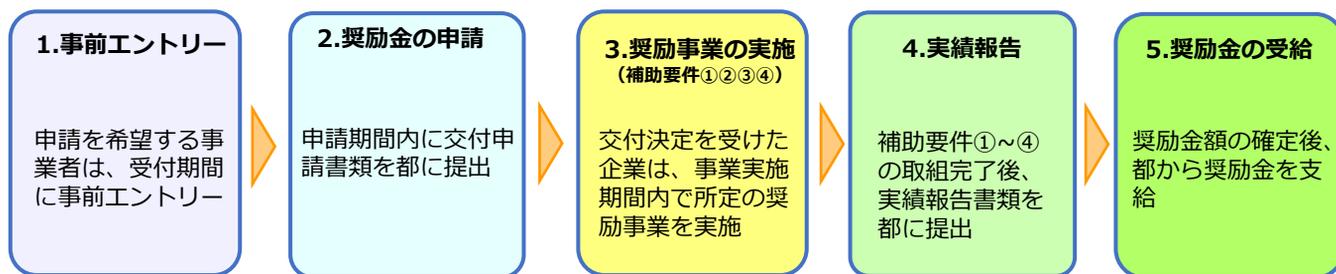
以下の休業制度、または休暇制度を新たに整備し、就業規則等に明文化のうえ、労働基準監督署に届け出てください。

- 不妊治療や不育症治療を理由に取得できる **1年以上の休業制度**
- 不妊治療や不育症治療を理由に取得できる **年5日以上**の休暇制度
- ✓ さらに不妊治療中や不育症治療中の従業員が利用できる **テレワーク制度**を整備すると **+10万円**

④ 社内への周知

②の両立相談員を講師とし、全社員を対象に社内説明会等を開催し、①の研修で習得した**不妊治療や不育症治療の基礎知識**、③の**不妊治療や不育症治療のための休業・休暇制度等**を周知してください。また、説明会の受講者に対しチェックリストを用いた理解度の確認を実施してください。

◆事業の流れイメージ



◆申込期間と取組期間

	事前エントリー受付期間	奨励金の申請期間	研修受講期間 奨励事業実施期間	予定数 ※2
前期申込	4/28(水)～5/12(水)	5/17(月)～5/28(金)	7/1(木)～9/30(木)	100社
後期申込	9/2(木)～9/10(金)	9/15(水)～9/30(木)	11/1(月)～1/31(月)	100社

※1 申込定員は前期（令和3年7月から令和3年9月まで）250名、後期（令和3年11月から令和4年1月まで）250名です。なお、配信動画は前期後期とも同一の内容です。

※2 事前エントリーが予定社数を超えた場合は抽選を行います。また、予定数に満たない場合は、追加で申込受付を行う場合があります。